

市第41号議案

みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更

みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の一部を変更する契約を次のように締結する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長職務代理者

横浜市副市長 平 原 敏 英

みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約（平成27年12月17日議決・令和元年6月4日一部変更議決・令和元年12月19日一部変更議決・令和2年7月7日一部変更議決・令和2年9月16日一部変更議決・令和4年9月16日一部変更議決・令和5年9月21日一部変更議決・令和6年9月25日一部変更議決・令和7年9月25日一部変更議決）第4項中「37,446,755,415円」を「37,569,944,729円」に改める。

提 案 理 由

みなとみらい21中央地区20街区M I C E施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約について契約金額を変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案する。

参 考

平成 27 年 12 月 17 日 原 案 可 決
令和 元 年 6 月 4 日 一 部 変 更 議 決
令和 元 年 12 月 19 日 一 部 変 更 議 決
令和 2 年 7 月 7 日 一 部 変 更 議 決
令和 2 年 9 月 16 日 一 部 変 更 議 決
令和 4 年 9 月 16 日 一 部 変 更 議 決
令和 5 年 9 月 21 日 一 部 変 更 議 決
令和 6 年 9 月 25 日 一 部 変 更 議 決
令和 7 年 9 月 25 日 一 部 変 更 議 決

市 第 141 号 議 案

みなとみらい 21 中央地区 20 街区 M I C E 施設整備事業に
伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の締
結

みなとみらい 21 中央地区 20 街区 M I C E 施設整備事業に伴うみな
とみらいコンベンション施設整備事業について、一般競争入札の結
果、契約の相手方が決定したので、次のように契約を締結する。

平成 27 年 12 月 4 日 提 出

横 浜 市 長 林 文 子

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 事 業 名 | みなとみらい 21 中央地区 20 街区 M I C E 施設
整備事業に伴うみなとみらいコンベンション
施設整備事業 |
| 2 | 契 約 の 目 的 | みなとみらいコンベンション施設（横浜市み
なとみらいコンベンション施設の公共施設等
運営権に係る実施方針に関する条例（平成 26 |

年 12 月 横 浜 市 条 例 第 72 号) 第 1 条 に 規 定 す る
み な と み ら い コ ン ベ ン シ ョ ン 施 設 を い う 。)

の 設 計 、 建 設 及 び 維 持 管 理

- | | | |
|---|-------------|---------------------------------------|
| 3 | 履 行 場 所 | 西 区 み な と み ら い 一 丁 目 9 番 ほ か |
| 4 | 契 約 金 額 | 37,446,755,415 円 |
| 5 | 契 約 期 間 | 契 約 確 定 の 日 か ら 平 成 52 年 3 月 31 日 ま で |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 西 区 花 咲 町 6 丁 目 145 番 地 |

株 式 会 社 横 浜 グ ロ ー バ ル M I C E

代 表 取 締 役
社 長 佐 藤 清 吾

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決）

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（抜粋）

（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）

第 3 条 法第 12 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ		
千円 都道府県 500,000	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000	（省 略）